



Title	西本願寺寺法と「立憲主義」：近代日本の国家形成と宗教組織
Author(s)	平野, 武
Citation	大阪大学, 1992, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.11501/3088068">https://doi.org/10.11501/3088068</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 【1】

氏名	平野 武
博士の専攻分野の名称	博士（法学）
学位記番号	第 10072 号
学位授与年月日	平成 4 年 3 月 11 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条 2 項該当
学位論文名	西本願寺寺法と「立憲主義」
論文審査委員	(主査) 教授 高田 敏
	(副査) 教授 山中永之佑 教授 中山 勲

## 論文内容の要旨

宗教学研究は、宗教あるいは宗教団体に関する国法の研究と同時に宗教団体の自治法の研究を主要なテーマにすると考えられるが、国法と宗教団体の自治法との相互の関係もまた研究の対象とされるべきである。例えば国家の憲法と宗教団体の基本的組織（コンスティテューション）がどのような関係を有するのかが憲法学、政治学上も興味深いテーマであるが宗教学上も重要な問題といえる。

もちろん西洋における近代立憲主義がキリスト教と一定の関わりをもってきたことは、イエリネック以来、指摘されてきたところである。ウェーバーも同様の関心からいくつかの示唆をなしている。近年では、ティアニーがカソリックの組織原理と近代立憲主義の組織原理との間に並行関係が存するとの指摘をなしているが、従来プロテスタントについて言及されてきたところとは別の視点を示し論議を呼んでいる。これらの指摘そのものの当否は別にしても宗教（団体）と近代立憲主義との関係についてはあらためて吟味してみる価値があろう。

しかし、西洋と日本では国家と宗教の関係について基本的な差異があることは事実である。歴史的に見ても日本の国家は世俗的なものが優位していた。西洋中世のように国家を超越するような宗教、国家と対抗しうるような宗教は存しなかった。しばしば神権国家と称される近代天皇制国家もまた国家が宗教に優位する体制であり、国家神道も政治支配の道具でしかなかった。国家の憲法と宗教団体の組織との関係を問題にするといっても日本ではもっぱら前者が後者にどのような影響を与えたかを検証することに尽きるように思われよう。けれども歴史の一定の時期においては後者が前者に一定の影響を与える可能性があると考えられたこともあったのである。

西本願寺教団（浄土真宗本願寺派）は、今日も巨大な伝統仏教教団であるが、幕末から明治前期にか

けては時の政治権力と深く関わり、一定の影響力を有していたことを想起すべきである。明治初期の維新政府の宗教政策は目まぐるしく動揺するが、伝統仏教教団は其中で不安を感じ存立を確保するためにも自らの近代化を模索していた。その運動の中心を担っていた島地黙雷を筆頭とする防長出身の僧侶達は、本末関係の整理（重層の本末関係の解体）とともに封建的家臣団の追放を図り、宗務行政を独占するが、それは法主の権力と地位の低下を招いた。たとえば明治9年制定の真宗四派合同の「宗規綱領」においては法主の権限は僧侶得度等に限定され、宗義安心の判定権（異端の判定権）も本山に属し、実質的に防長派僧侶の手中に握られていたから、法主はこれをよるこぼす、ここに厳しい軋轢が生じることになる。法主は防長派専政に反発する僧侶達を味方につけ、紀州出身の北畠道龍を総理に任命し、事務所を東京に移転し、巻き返しを図った（東移事件、明治12年）。

教団を二分し、政府をも巻き込んで展開するこの事件の中で登場してくる寺法の制定をめぐる問題に即して我が国の国家と宗教、憲法制定問題と教団組織の関係を検討することは、明治憲法制定過程にひとつの光を当てることにもなる。明治憲法制定史の研究については、民衆レベルでの学習結社等や民衆意識をも視野に入れる方向がでてきているが、その際西洋合理主義的視点からは見落とされていた伝統宗教の組織原理も検討する必要があるといえる。

西本願寺寺法に関しては、それが明治憲法に先行し、内容的にも明治憲法より先進的であったこと、また教団の議会である集会（しゅうえ）が「公選」（僧侶による）の形で帝国議会に先行したこと等をもってその開明性を評価する論調がある。しかし、東移事件及びその收拾をめぐる政府の介入、諸勢力の思惑等を検討すれば事情は簡単ではなく、そのような評価は一面的であることがわかる。また、当時の憲法論議と比較すれば寺法の「立憲主義」がとりわけ高度のものであったわけでもない。これに関しては、当時の憲法論議がどのような水準にあったかが検討されなければならない。一言でいえば、政府内においても元老院の憲法草案に見られるように一定の意味においては立憲主義的な議論があり、また、自由民権運動の中では国会開設の要求の文書等が出されており（但しそこでは国会の地位や権限、具体的機構については明らかにされていないという限界があった）、立憲主義についての認識と理解は前進していたのである。

西本願寺寺法制定の契機についても複雑な要素がからまっている。寺法制定問題の中核であった集会の「公選」についても、結局は政府の支援と介入のもとに東移事件による教団の混乱、分裂を收拾し、より広い宗政の基盤を新たに確立しようとする動きの中で実現されることになった事実は否定できず、決して理念的なものが先導する力をもったわけではなかった。寺法制定をいかに評価するかに関しては、いずれにしても寺法編製（議事録に従いこの字を使用）会議（明治12年2月）における議論状況を検討しなければならないであろう。

寺法編製会議は、防長派、北畠派、中立派の三者（但し、前二者の指導者、島地、北畠は排除される）を含み、幅広い派内の意見を結集するものであったが、寺法草案は、政府の指導の下に防長派中の穏健派であった赤松連城が加わり作成され、法主の名により会議に下付された（編製会議での草案の説明・答弁ももっぱら赤松が行なった）。草案が法主の側で準備されたこと、しかし、実質的に政府の指導（具体的には社寺局長桜井能監がこれに当たったが、岩倉具視、井上馨らも影響力を行使した）があっ

たことは寺法の性格を大きく規定することになるが、それでも寺法編製会議（委員はすべて法主の任命によっていた）では多様な意見が出され、論議は自由かつ活発になされた。

寺法草案をめぐる論議でまず興味深いのは寺法制定不要論であった。これは宗教団体の体質からくるものであり、これをどう評価するのも一つの問題となろう。教団の組織よりも数学の方が重要であるとする考え方、あるいは祖師宗教としての教団のあり方からくる師弟論があったが、これらは教団の統一と安定のために寺法制定をいそぐ政府―法主の容れるところではなかったのである。また、教団の近代化を目指す人達の中にも教団組織の整備とそのための「法」制度の確立が急務であるとの認識があった。寺法は教団の「憲法」である（但し、憲法という語は、自由民権運動を刺激するおそれがあるとする岩倉らの判断で使用されなかった）。寺法草案は、本願寺を「一派共有ノ本山」としていた。一派という観念は本末関係を越える近代的意味をもちうる点で興味深いが、そこでの「共有」が「共和」や「君民同治」の主張と結び付いて理解されたから、これについて編製会議で激論が闘わされることになった。議論は多面的であったが、君民同（共）治論が編製会議での止どめることのできない潮流になっていたことに注目すべきであろう。執行（しぎょう）と集会の関係については重要な問題でありながら編製会議の議論は展開が不十分であるといえる。

寺法の「立憲主義」は、当時主張されていた立憲主義の課題が一般に君主、内閣、議会の三者をいかにバランスさせるかにあったのと同様、法主、執行、集会の三者の関係の問題に最大の関心があった。「法度」制定については法主は、原則的に法案提出権を有し、「允可」権（裁可権）をもつ。集会（議会、議院という語も民権運動を刺激するという理由で避けられた）は、法度の審議、可決権をもつが、法主はこれに対して再議に付す権限を有する。集会は、財政に関して可決する権限をもち、また法度に関し派内僧侶の建言を受ける。執行は、法主を「匡補」しこれに責任を負うが、集会は執行を「公認」し、「執行ノ処置ヲ規督スル」権限をもつ。執行は法案に署名するが、このことにより法主、集会に影響力を行使しうる。さらに法主は、集会の召集、解散権をもち、執行の任免権を有する。執行は、法主と集会の双方に責任を負う形となり、フランスにおけるいわゆるオルレアン型内閣に類似したものになっている。法主は、宗義安心判定権を明確に有することになるが、宗教団体においてこのことのもつ意味は重大である。集会についての詳細は、寺法と同時に議論・制定された集会規則が規定するところである。集会は一院制であるが実質的には二院制的要素をもち、集会同衆（えしゅう）の半数は、「派内僧侶ノ総代」として各地方の末寺から選出される（門徒は選挙権を有しない）。いわゆに国民代表の観念がどれほど理解されていたかは不明であるが、教団内において対立する両派から自由な人々を中核に混乱を収拾しようとしていた状況からして「派内僧侶ノ総代」は「撰区」の代表ではなく、全僧侶の代表である必要があった（その結果として近代議会の代表原理が採用され、集会は近代議会の体裁をもちえたともいえる）。

寺法制定は、国家神道体制成立に向かう時期になされたから、近代天皇制国家の宗教制度の中での位置づけがなされなければならない。政府は、神道国教化政策、国民教化政策の破綻のあと、宗教団体に一定の自治を認め間接的に支配していく体制をとるようになるが、そうであればこそかえって宗教団体の組織と運営に多大の関心を示したといえる。政府にとっては西本願寺寺法制定は歓迎すべきであると

同時に警戒すべきものであったが、結果として西本願寺教団の政府の政策への一層の組入れが進んだことは否定できない。

寺法制定は、法主の絶対的権力を成立させたとの見解がある。しかし、寺法の内容は、法主の権限をかなり制約したものとなっており、また防長派の大部分が排除されたわけでもなく、法主が直ちに絶対的権力を握ったとはいえない。法主の権力の絶対化は政治状況の変化に並行しその後数年を経なければならなかった。ただ寺法が法主に調停者としての地位を与え、集会－執行の関係が混乱をもたらした場合にその権力を強大化させる道を開いたことは事実であろう。

寺法制定についてはさらに明治憲法制定史においていかなる意味をもったかを問うべきである。周知のとおり明治憲法制定史における画期点はいわゆる明治14年の政変にもとめられる。明治14年の政変は、大隅一派を政府内より追放し、薩長官僚の民権派に対する攻勢への転期となったが、同時にドイツ・プロイセン流憲法採択の路線が決定されたこともよく知られているところである。明治14年以前の憲法状況は、明治憲法制定には直接結びつかない。しかしながら寺法と明治10年代初頭の立憲主義の関係を問題にすることによって当時の憲法構想（政府内および民権運動内双方の構想）がどのような水準にあり、どのような広がりをもっていたかを検証することができる。寺法をめぐる議論も当時の立憲主義の主張と一種の並行関係を示しており、政府は民権運動への波及をおそれ寺法制定に直接に介入、干渉したが、そのことは民権運動の高まりについて政府が危機感をもっていたことを物語る。また、西本願寺教団の内部でさえも「立憲主義」的組織原理について議論されたことは、民権運動の思潮の広がりを示すものである。もちろん寺法制定をめぐる「民権党ノ前案内」にならぬよう配慮されたが、このことによっても民権運動に対する為政者達の危惧を読みとることができる。しかし、それでも西本願寺寺法が一定の「立憲主義」的内容をもちえたのは、政府内にそれを許容しうる余裕がまだあったからといえよう。桜井能監は後に（明治14年）東本願寺寺法制定に関連して、それがもはや欽定憲法ではありえず民約憲法のようになるであろうとの予想をし、西本願寺法主に対し前年やむをえず制定した西本願寺寺法も今日では早く制定して都合がよかったと考えられる旨、書状で述べているが、この書状は、寺法が法主にとってどのような意味をもったかを示すと同時に明治14年の前後の憲法状況とその中での寺法制定の位置づけを簡潔に示している点で注目し得るものである。寺法制定後、政治状況は大きく変化し、東本願寺寺法（明治16年制定）は、桜井の予想に反して、反動的なものになるが、この時期の数年の変動の大きさをあらためて認識させられる。寺法制定は明治10年代初頭の政治状況の下に種々の力、様々の思惑のもとになされたからその性格は一義的でなく、異なった評価を受けえたが、客観的に見て以上のような位置づけは可能であろう。

わが国の宗教の原理、エトスと立憲主義の関係についても一言しなければならない。たとえば真宗における同朋思想と立憲主義との関係について見ると「共有」論を媒介に教団に対する構成員全体のかかわりが意識されたことは事実である。しかし、同朋思想－「共有」論は、抽象的レベルにとどまり、門徒の宗政参加や末寺僧侶の具体的な参政権の保障までは展開しえなかった。もちろん、それが法主の専政に対する対抗原理としての意味をもっていたことは否定できないが、末寺僧侶の宗政参加をもたらしたのは、既述のように教団内の対立の収拾のための方策の追求であり、当時の政治状況の下での政府の

危惧と思惑であった。すなわち政治的なるものが優位した中での寺法制定であり、宗教的エトスが機能する場面は少なかったのである。このことは我が国の立憲主義が宗教団体内でも内発的なエトスに支えられないで展開されたことを示すが、さらに一般に立憲主義の精神的基盤の未成熟を意味することにもなり、今日でも重大な問題を我々になげかけているといえよう。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、一方では宗教法研究を、他方では日本立憲主義史研究を構成する。すなわち、本論文は、宗教教団の自治立法のすぐれた法史的・実証的研究であるが、その独創性は、近代立憲主義史と宗教との関係という視座で寺法制定史を研究しようとした点にある。そこでは、明治14年政変の立憲主義史の中で寺法制定史および寺法の立憲主義的性格が明らかにされている。さらに、本論文においては、国家の constitution と教団の constitution の関係の考察も試みられている。本論文は、宗教法史および憲法史に関する独創的研究であって、博士（法学）を授与するに充分値するものであると認める。